附　則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百五十二号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「航空機の離陸又は着陸に伴う」を「時間帯補正等価騒音レベル（当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による」に、「時刻等」を「時間帯その他の事項」に、「値が」を「値をいう。）が」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

2　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「の値が七十五」を「に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「当該区域」を「飛行場周辺区域」に改める。

国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百五十三号

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第二条第二項及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に、「航空機の離陸又は着陸に伴う」を「当該特定空港において離陸し、又は着陸する航空機による」に、「時刻等」を「時間帯その他の事項」に、「が五」を「が四デシベル」に改める。

第三条第一項第一号中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に、「七十五」を「六十二デシベル」に、「八十」を「六十六デシベル」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項の規定による調査の時点以前の直近に同条第二項の規定により特定空港の設置者が当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域における航空機の騒音の程度を当該都道府県知事に示した時点が施行日前である場合には、同項の規定により当該時点において当該都道府県知事に示した事項のうち当該地域内の調査地点におけるこの政令による改正前の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第二条に規定する航空機騒音影響度レベルに応じて国土交通省令で定める値を、当該事項のうち当該調査地点におけるこの政令による改正後の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二条に規定する時間帯補正等価騒音レベルとみなして、同条の規定を適用する。

3　施行日以後初めて法第二条第二項後段の規定により特定空港の設置者が当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域における航空機の騒音の程度を当該都道府県知事に示すまでの間において航空機騒音対策基本方針を変更する場合における航空機騒音障害防止地区とすべき地域及び航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定める基準については、新令第三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

省　令

○外務省令第十六号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

マラウイ
クワチャ
遺産の額の2／100
11,000
5,800
11,500
1,300
5,800
4,800
8,500
2,300
2,300
3,800
8,500
8,700
3,300
4,800
8,500
7,300
1,700
2,500
4,000

を

マラウイ
クワチャ
遺産の額の2／100
18,400
9,700
19,400
2,300
9,700
8,100
14,200
3,900
3,900
6,500
14,200
14,500
5,500
8,100
14,200
12,300
2,900
4,200
6,800

に改める。

別表第二中

マラウイ
クワチャ
1,600
1,600
100

を

マラウイ
クワチャ
2,700
2,700
200

に改める。

別表第三中

マラウイ
クワチャ
9,600
19,200
9,600

を

マラウイ
クワチャ
16,100
32,300
16,100

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。